

## 現況報告書

(以下について該当する箇所に○×で記載)

- 労働者が10人以上いる場合、就業規則を作成して周知し、所轄労働基準監督署に届け出している。(労働基準法第89条)
- 時間外労働、休日労働をさせる場合には、時間外労働・休日労働協定(36協定)を締結し、所轄労働基準監督署に届け出している。(労働基準法第36条)
- 時間外労働・深夜労働・休日労働に対して割増賃金を支払っている。(労働基準法第37条)
- 年5日の年次有給休暇の確実な取得をさせている。(労働基準法第39条)
- 定期的に健康診断を実施している。(労働安全衛生法第66条)
- 労働保険(労災・雇用保険)、社会保険(健康・厚生年金保険)に加入し、滞納がない。(労働保険徴収法ほか)
- 50人以上の企業が対象です。「一般事業主行動計画」を策定し届出している。(国は101人以上の企業が対象 次世代育成支援対策推進法第12条)  
(県は50人以上が対象 いしかわ子ども総合条例第73条)
- 直近1年間において、従業員を会社都合によって解雇していない。
- 直近1年間において、労働関係法令違反として行政処分等や労働関係助成金の不正受給により、厚生労働省に公表されていない。